

茨城県介護サービス情報公表制度における調査に関する指針

1 目的

この指針は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生労働省令第 36 号。以下「規則」という。）第 140 条の 47 の 2 の規定に基づき、茨城県（以下「県」という。）が実施する介護サービス情報の公表に係る調査（以下「調査」という。）に関する具体的事項を示し、適切な制度運営の確保に資することを目的とする。

2 対象とする事業所

調査対象は、次の（1）又は（2）に該当する介護保険事業所・施設（以下「事業所等」という。）とする。

- （1）県が、茨城県介護保健施設等運営指導要綱に基づく運営指導の対象として選定した事業所等。
- （2）上記の要件にかかわらず、県が調査を行う必要があると認めた事業所等。

3 調査の実施方法

事業所等への調査は、原則として運営指導と併せて行うものとする。

4 調査対象とする情報

規則別表第 1 及び別表第 2 に掲げる項目のうち、県が必要と認める事項とする。

5 修正の指示

県は、調査の結果、報告内容が事実と異なると認めたときは、事業所等に対して修正を指示するものとする。

6 その他

本指針に定めのない事項については、茨城県福祉部長寿福祉課長が別途定める。

付 則

この指針は、令和 6 年 10 月 28 日から適用する。